

検討の視点（案）

○ 中小企業退職金共済法の適用対象

・ 中小企業退職金共済法における「従業員」及び「事業主」の範囲

これまで、中小企業退職金共済制度においては、同居の親族のみを使用する場合には、「従業員」に該当するとは認められないものとして取り扱われてきた（労働基準法における「同居の親族のうちの労働者の範囲について」（昭和54年4月2日付け基発第153号）の取扱いに準じている。）。これについて、どう考えるか。

・ 他の労働関係法令の適用対象との関係

労働基準法をはじめ、労働関係法令では、一般に同居の親族のみを使用する事業については適用対象としていないが、中小企業退職金共済制度の適用対象について変更を行う場合に、整合性に問題はないか。

○ 加入対象者の範囲の見直し

制度の趣旨、同居の親族の労務提供の実態等に鑑み、加入対象者の範囲に関する現行の取扱いについて、見直しを行う必要はあるか。

加入対象者の見直しを行う場合、新たな加入対象者の範囲をどのように考えるか。

実務面においても、新たな加入対象者の労務提供の実態の確認など、制度の適切な実施を担保することが可能か。

○ その他

・ 中小企業退職金共済制度の加入者に対する税制上の取扱い等

今後、適用対象を変更する場合、合わせて税制上の措置をどのように行うことが適当か。